

畜犬登録と第1回 狂犬病予防注射

犬を所有しておられる方は、必ず登録および予防注射を受けてください。

- 日時
- ▷ 4月16日午前10時～10時30分
中条新田事務所
 - ▷ 4月16日午前11時～11時30分
未宝公会堂
 - ▷ 4月16日午後1時～2時役場前

犬を飼う三原則

1. 毎年1回登録を受けること
 2. 春、秋2回の子防注射を受けること
 3. 犬は常につないで飼うこと
- ※ 犬が死んだ場合や不用犬として保健所へ出される場合は、役場保健衛生課へ連絡してください。

三条結核病院 小児科診療が廃止

県立三条結核病院の小児科診療が来る4月1日から県立吉田病院に移転することになり、3月30日まで廃止されることになりました。

この「申し合わせ事項」は、近年十一月に発足し、これまで数回にわたり「各地区ごとの申し合わせ事項」の検討がなされ決定したものです。

この申し合わせは、年々派手になる冠婚葬祭と天上知らずの物価高のなかで、「金のかかりすぎる冠婚葬祭のあり方を考え直そう」と、三年くらい前から公民館の会議や婦人団体の会合などで、その必要性が叫ばれてきました。

そこで、生活改善推進会議が

この「申し合わせ事項」は、近年十一月に発足し、これまで数回にわたり「各地区ごとの申し合わせ事項」の検討がなされ決定したものです。

四月一日から実施

去る、二月二十六日に開かれた生活改善推進会議で「生活改善申し合わせ事項」が次のように決まりました。



生活改善申し合わせ事項

1. 結婚式について
 - お客の服装は黒紋付とする。
 - お祝儀は7,000円以内とする。
 - 料理と引物で10,000円以内とする。
2. 孫祝い等について
 - 出産祝いは1,000円程度とする。
 - 出産時の里帰り土産及び初節句時の里親よりの贈物（武者人形・鯉のぼり・ひな人形・ちまき等）を廃止する。
3. 病気見舞について
 - 見舞は1,000円程度とし、そのお返しはしない。
4. 葬儀について
 - 祭壇は出来るだけ簡素にする。
 - お通夜は出来るだけ簡素にする。
 - 一般のお明しを廃止し、明香料（500円）だけとする。
 - 引物はお供と砂糖3キロ程度とする。
 - 村内礼状は廃止する。
5. 法要について
 - 持物は、お明し、志しと、土産料として2,000円程度とする。
 - 引物は、砂糖3キロ程度とする。
6. 火災見舞について
 - 火元と近所の範囲にとどめる。

以上
中之島村公民館
中之島村生活改善推進会議

固定資産税 課税台帳の縦覧

▽ 四月九日から四月二十八日まで
(役場の執務時間中)
▽ 縦覧場所
役場税務課

広報の表紙を配布

みなさんから広報を活用していただけるよう、三月号といっしょに表紙を各戸に配布いたしましたので、毎月として大切に保存してください。
みなさんと村政のパイプ役として役立つよう頑張っておりますが、まだまだいたらない点が多々あります。
みなさんからのご意見、ご希望を係あてお寄せください。

河川美化月旬 4/1～4/30
「川にゴミを捨てないで」

広報 なかのしま

3月号 南蒲原郡中之島村役場



編集と発行・中之島村役場企画課

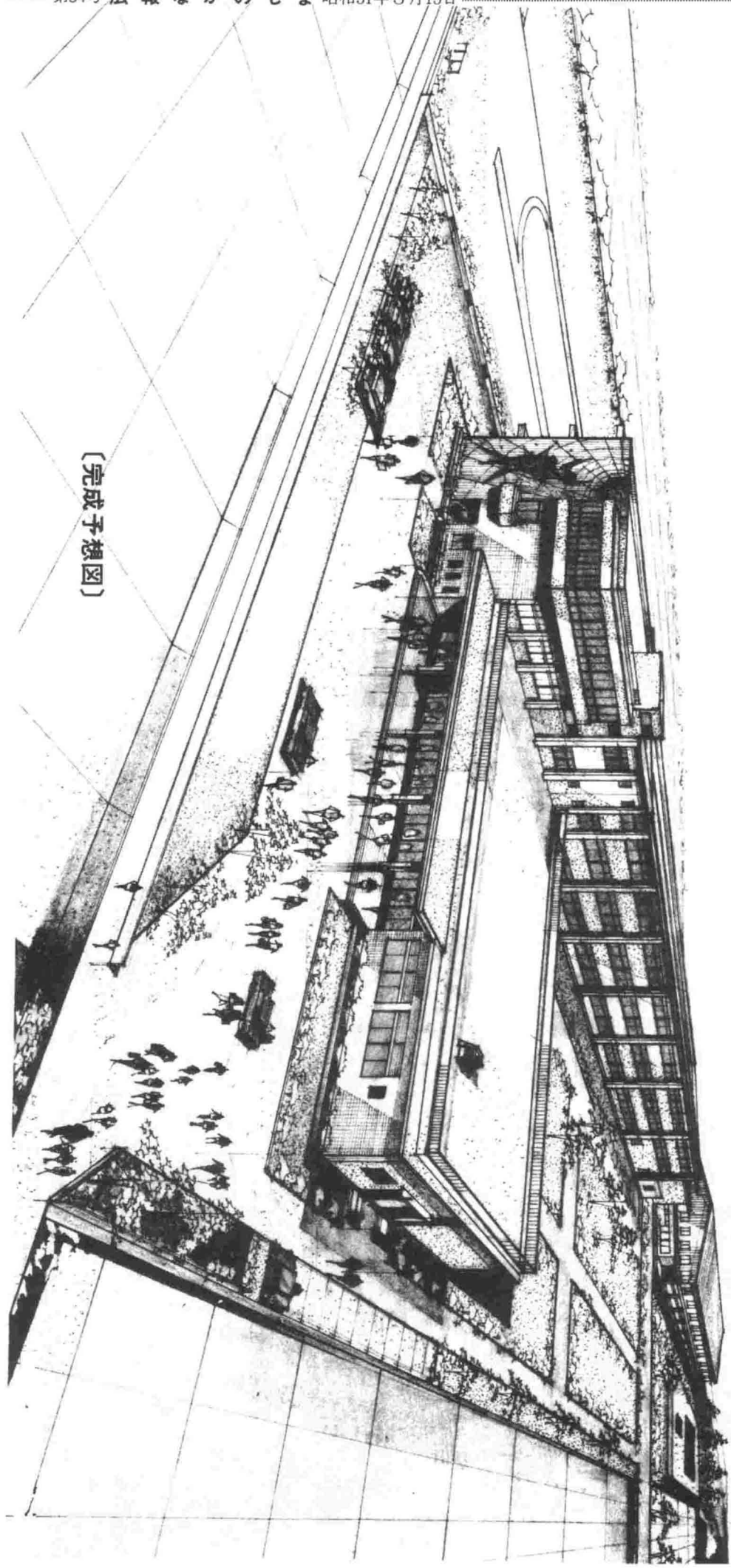
人口のうさぎ

— 3月1日現在 —

() 内は2月1日との比較
人口 11,282人 (+26)
男 5,544人 (+14)
女 5,738人 (+12)
世帯数 2,191 (-)

春がいつぱい
雪もすっかり消えて、眠っていた草木が一活を目をさました感じ。
やわらかい春の日に「おきなほ」が「おのしま」がせらふのびびりて春をうけています。
(写真は横山地区)

今月の納税 ▶ 保育料 (3月分)

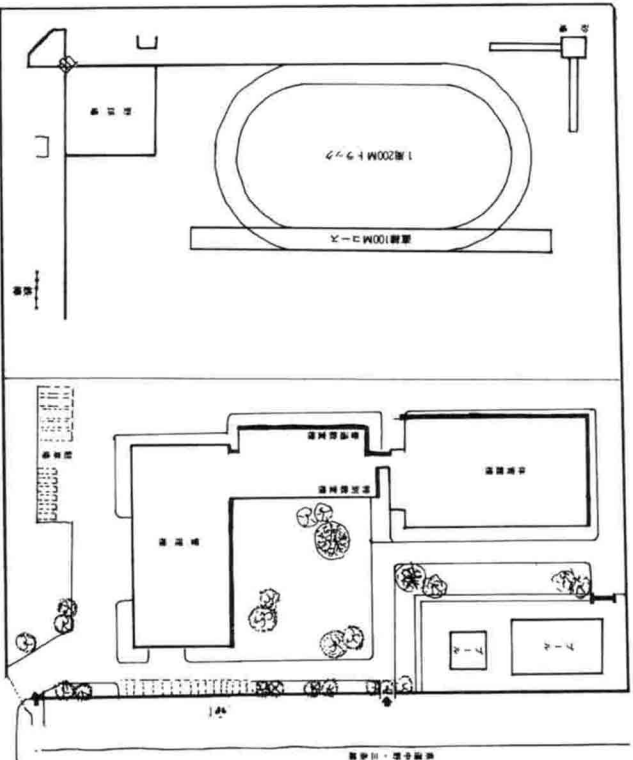


〔完成予想図〕

統合小学校

鉄筋3階建てのこんな校舎に

〈統合小学校配置図〉



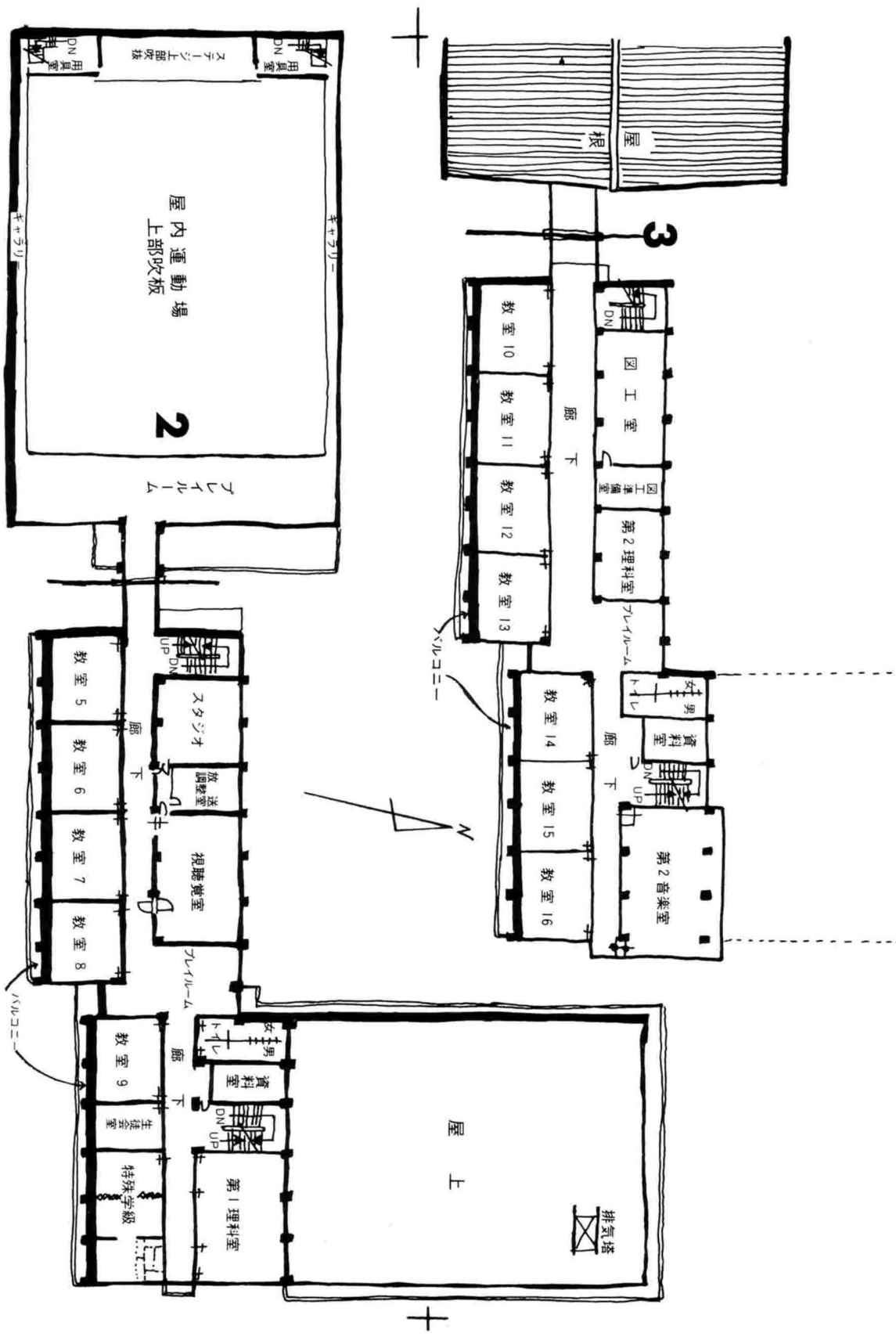
自然のふところに抱かれ、全校児童が友情と信頼のなかで健やかに成長し、未来の中の島村を背負って立つにふさわしい学舎やに……。そんな願いをこめて……。落ちついた雰囲気の中で、明るい普通教室とす

ばらしい設備の特別教室でのびのびと学習できる学校。中廊下方式により空間に変化をもたせ、児童の生活の場としていきいきと、また緊張感のある、そんな学校にと配慮しました。

53年4月に 開校

統合校舎は大きく分けて、校舎棟と体育館棟に分かれ、全体としてL字型の校舎となります。工事年度は、校舎棟については今年の7月頃から着工のはこびになっており、52年度までに建築し、53年4月1日に開校予定です。また、引き続き53年度には体育館棟およびテニールを完成させる計画で、上図のような立派な統合小学校が完成します。(4.5ページに続く)

- 位 置／大字鶴ヶ曽根
- 敷地面積／3万1,149.47㎡(9,422坪)
- 構造概要／鉄筋コンクリート造り3階建
- 建築面積／4,069.63㎡(1,231坪)
- <体育館>／1,777.82㎡(537坪)
- 延べ面積／6,849.41㎡(2,071坪)
- 総工事費／7億5,400万円(テニール含む)
- テニール／高学年用テニール15M×25M
低学年用テニール10M×10M
- グラウンド／1周 200m
野球場1面



全校児童が
いつしよに食事を

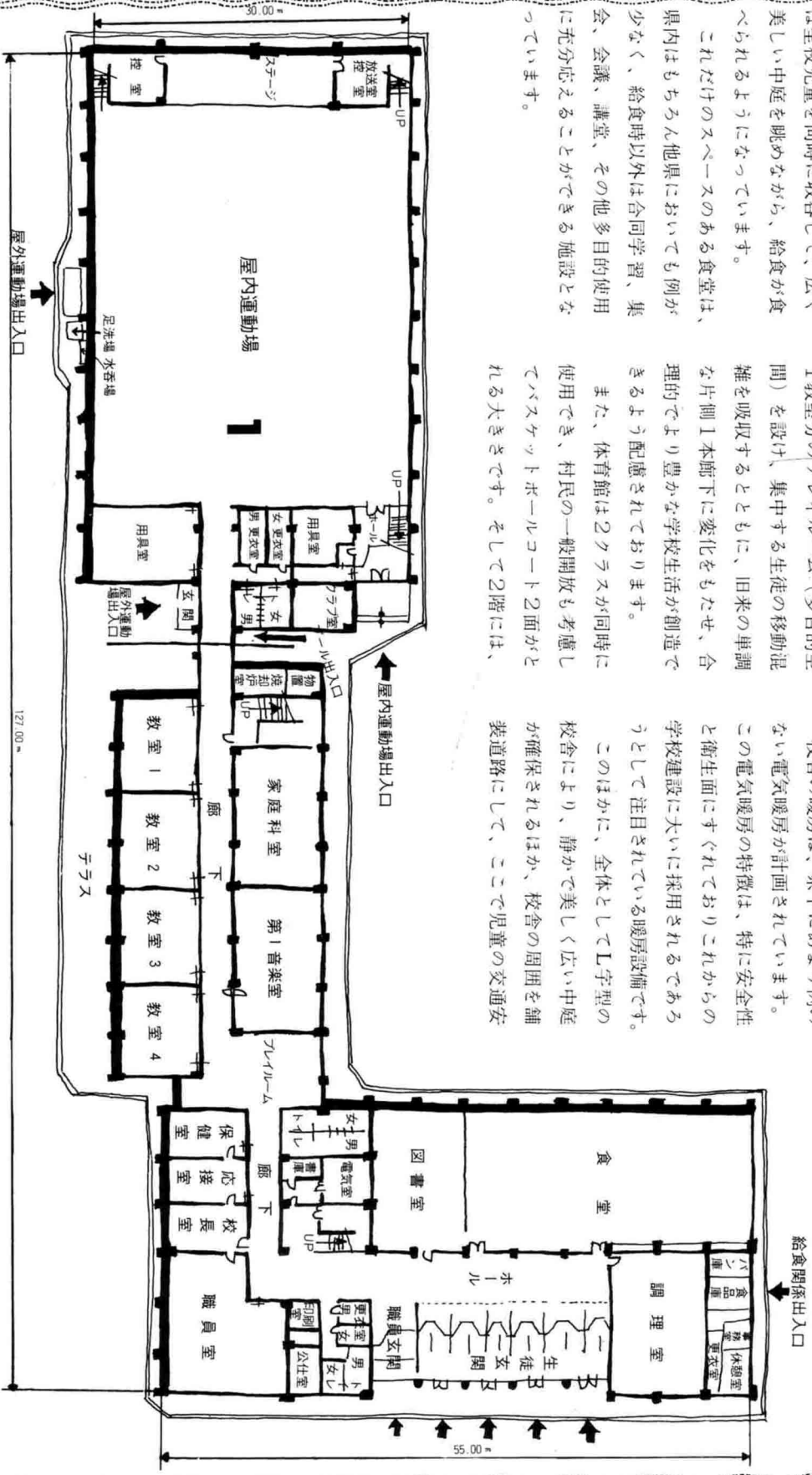
1階平面図をご覧ください。玄関を入ると明るく広々とした食堂（6教室相当の広さ）があり、昼食時には全校児童を同時に収容して、広く美しい中庭を眺めながら、給食が食べられるようになっています。これだけのスペースのある食堂は、県内はもちろん他県においても例が少なく、給食時以外は合同学習、集会、会議、講堂、その他多目的使用に充分応えることができる施設となっています。

1歩前進の中廊下に

従来の学校建築に多くみられた片廊下型から一歩前進し、校舎中央部に3メートルの広い廊下と各階には1教室分のプレイルーム（多目的空間）を設け、集中する生徒の移動混雑を吸収するとともに、旧来の単調な片側1本廊下に変化をもたせ、合理的でより豊かな学校生活が創造できるよう配慮されております。また、体育館は2クラスが同時に使用でき、村民の一般開放も考慮してバスケットホールコート2面がとれる大きさです。そして2階には、

ギャラリーとプレイルームを設け、低学年用の軽スポーツができるスペースとしてあります。校舎の暖房は、県下にあまり例のない電気暖房が計画されています。この電気暖房の特徴は、特に安全性と衛生面にすぐれておりこれからの学校建設に大いに採用されるであろうとして注目されている暖房設備です。このほか、全体としてL字型の校舎により、静かで美しく広い中庭が確保されるほか、校舎の周囲を舗装道路にして、ここで児童の交通安全

全マナーの指導や自転車練習場に活用する計画です。



進学・就職・転勤は 期限内に必要な書類の提出を

住民票などは*
電話予約が便利

日ごとに春めいてきたこのごろですが、進学に就職に、そして転勤とあわただしい月でもあります。

役場の窓口も、一年中で一番いそがしい時期です。そこで、手続きをスムーズに行えるように、そのコツをあなたにそっと教えます。

窓口が混み合うのは月曜日と土曜日です。一日のうちで九時前か午後三時すぎが比較的すいていますので、お急ぎでない方はこれらの時間をご利用ください。

戸籍の謄本、抄本、住民票の写しが必要な場合は、お出かけ前に電話などで予約されると待たずに済みます。電話は6局2002番、住民福祉課戸籍係にお申しつけください。

あわただしさにまぎれて、住民移動届けは忘れがちになりますが、自分の住んでいる市町村の住民基本台帳に登録されていないと、入学、

就職、運転免許の申請に不便をきたすほか、選挙があっても投票できないなどの不都合なことがでてきます。

届け出をされる場合は、左図をご覧になって期限内に必要な書類を持って窓口へお出かけください。

戸籍、住民票、印鑑証明書の交付は一枚70円です。

転居	転出	転入	死亡	出生	届出期間	印鑑	手帳	証明	国保	国民年	福祉年
○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

△印は関係者のみ

**各分団は
現状維持**
消防署の設置は、三町村の各消防団の上に位置づけられるもので、これまでの消防、救急業務を常備化し、なお一層の充実、強化を図ったものです。
私たちにとってこの消防、救急の常備化は心強い限りです。
各分団の運営はこれまでと変わりありませんので、分団員におかれましては、なお一層のご協力

火事・救急は

(与板局)
与板郷組合立消防署
〇二五八七二一一五七二番へ
一一九番へ
一一九番をダイヤルしますと地域により、見附、長岡、分水の各消防署に通報されます。通報を受けた各消防署は与板郷組合立消防署へ無線連絡します。

をお願いいたします。
常備消防署の誕生により、火事、救急の場合の通報方法が、四月一日より次のように変わりますのでお知らせします。

※現在の六局二一九番は廃止されます。
※救急車要請の際は、救急患者の住所、氏名、性別、年齢、病状を正確に通報してください。

「幸せを明日につなぐ火の始末」

サイレンを 鳴らします

火災とまちがわないうで交通事故「ゼロ」を願って来る四月六日から十五日までの十日間、全国一斉に春の交通安全運動が実施されます。
中之島村でもこの運動の一環として、運動期間中毎朝七時三十分から十五秒間サイレンを吹鳴らします。火災のサイレンとまちがわないうでご承知ください。

凧あげは広い場所で



最近、「ゲイラカイト」と呼ばれるアメリカ製のビニール凧が、子供たちのあいだでアームを呼んでいます。
この凧は軽くてあがりやすいのが特徴ですが、反面そのため凧あげ中に電線に引っかかる事故が相次いで起きています。そして、これを取りはずそうとして感電し、重傷を負ったり尊い命を亡くされる悲しい事故が発生しています。
このような悲しい事故を起さないよう、親子ともども次のことに注意してください。

- 電線の近くで凧をあげない。あげさせない。
- もし、凧が電線に引っかかって自分でも取り外さず、すぐ東北電力今町出張所(六一二〇七二)か、見附営業所(二一〇〇二二)に連絡してください。

出先の市町村で改めて認定申請手続きをしてください。

常備消防体制を確立

組合立消防として 四月一日から

三島郡与板町を中心に中之島村、和島村の三町村で、常備の広域消防体制を設置しようと、昨年自治省に消防設置のための政令指定を申請しておりましたが、このほど自治省から指定の内示がありましたので、三月定例議会の議決を経て、組合立消防として四月一日から発足する予定です。

常備消防の必要性

現在、どこの町村でも消防団があつて、火災、災害時等には私たちの生命と財産を守ってくれます。
しかし、近年の社会構造の変化に伴い
①昼間はほとんどの団員が勤めに出ており、中之島村の場合も例外ではなく、しかも団員の八十五パーセントが村外勤務という状況です。
②また、火災状況も生活様式の複雑、多様化に伴い、これ

織法に基づく常備消防体制が必要とされてきました。
しかし、財政規模の小さな一町一村では、財政的にも単独設置に無理な点があり、組合立消防として、消防本部が設置されて十年の与板町を中心に、中之島村、和島村の三町村で政令指定の申請をしていたものです。
**与板町に鉄筋三階
建ての新庁舎を!**

与板郷消防組合が誕生



消防車の点検に余念のない役場自動車隊。

- ③ や火災予防の面で、専門的知識や訓練が必要になってきたこと。
 - ④ 救急業務の需要が増加の一途をたどっており、今後、高速道・インター建設に伴い、著しい交通量の増加とともに事故が予想されること。
- このようなことから、消防組合の設立が検討されてきたこと。

中之島分遣所を設置
昭和五十二年度の後半から五十三年度の前半にかけて、中之島村に分遣所が設置される予定になっていました。
これは、中之島村の地域的事業と高速道通過村であることが考慮されたことでした。
新庁舎は与板橋の西橋詰めに、鉄筋三階建ての建物が五十一年度内に完成予定で、消防車二台と救急車二台、それに連絡指令車一台が配置されます。
職員は二十八人で、この内五十一年度中に十八名が新規採用される予定です。

▼今までの市町村で手当を受けていて、本村へ転入した方は申請する時は、印鑑・年金証書をご利用ください。用意ただし、公務員や三公社五現業職員の場合、児童手当の認定と支給は勤務先で行われます。なお、村外へ転出される方は中之島村で「消滅届」をし、転



児童手当

申請をお忘れなく
児童手当を受けられるのは、十八歳未満の児童を三人以上養育している方で、そのうちの一人が義務教育修了前の児童である時支給されます。
手当の額は、対象児童一人につき月額五千元。四か月分ずつ三回に分けて支給されます。
▼手続きの方法
児童手当は、申請によって支給されるもの。忘れとせつかくの手当も受けられません。
次に該当する方は、お早く役場住民福祉課へおいでください。
▼今まで申請を忘れていた方
▼三人目以降のお子さんが生まれた方
▼今までの市町村で手当を受けていて、本村へ転入した方は申請する時は、印鑑・年金証書をご利用ください。用意ただし、公務員や三公社五現業職員の場合、児童手当の認定と支給は勤務先で行われます。なお、村外へ転出される方は中之島村で「消滅届」をし、転



新入学児童・園児を 交通事故から守ろう

もうすぐ真新しいランドセルやシヨルダールバックを背おった、新児童、園児のかわいらしい姿が目につきます。

ドライバー、保護者の皆さん、可愛いお子さんを痛ましい交通事故から守るため、つぎの点にじゅうぶん注意しましょう。

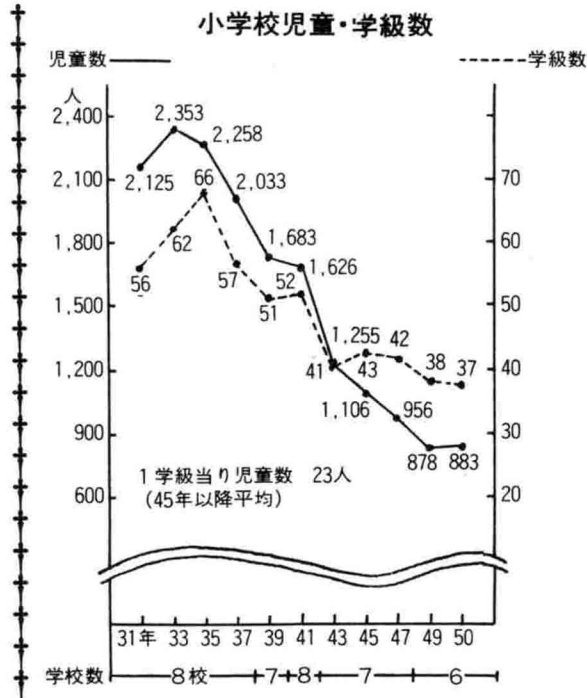
＊ドライバールのかたへ＊

新入学児童は、入学を境に今までのような送り迎えを受けて保育所へかよったところ、だいぶ勝手の違った状態におかれるわけです。卒園前に、交通安全

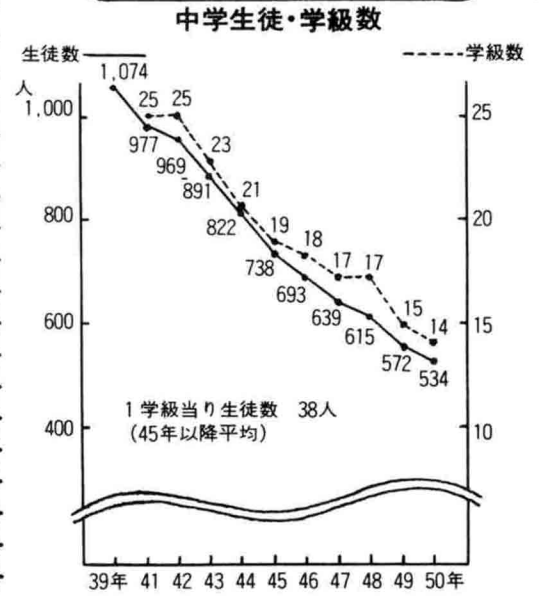
＊保護者のかたへ＊

幼児のひとり歩きは絶対させない。

- ▼ちっちゃな子供を見たら、「フイ」な飛び出し、「横断」などを想定し、赤信号と思ひ除行して通る
- ▼ちっちゃな子供は、横断歩道などで手をあげれば車は止まるものと思っています。そんな子供を見ましたらすみやかに停車して、横断させてください。
- ▼警笛を鳴らしても、車に慣れたことになって最近の子供は、なかなかはじによってくれなことがあります。スピードを落とし、除行して通ります。
- ▼右側通行を励行させる。
- ▼曲り角では、必ず安全を確かめさせる。
- ▼道路の横断は歩道橋か横断歩道で…。両方ともない場合は左右をよく確かめさせよう。
- ▼車の直前直後は横断させない。
- ▼車はすぐには止まれません。横断するときは、手をあげて車が止まってから横断させるように。



小中学校の推移



小学生の交通事故のほとんどが、下校途中か下校後に気のゆるみから、とび出しや、安全確認ができないなどの原因で発生しております。

もうすぐ1年生!!

幼児性弱視と 虫歯が指摘

各保育所では、一月下旬から二月にかけて、就学前の健康診断と知能テストなどを各小学校で行ない、あとは入学日をお待ちの心で迎えています。

検査した先生方の所見では、総合的に体格は向上してよい状態であり、「ものごとくにこだわらず、明るく伸び伸びとしていく子どもが多い」とのことです。これは、就学前に保育所で集団訓練を受け、心と体をきたえているせいではないでしょうか。



この四月に、中之島村の小学校に入る新入学児童予定者は百四十六名(男子八十三名、女子六十三名)です。昨年、一昨年とはほぼ同数となっています。

1年生のおにいさん、おねえさんから冠むりとペンダントを贈られ、そのお礼に歌をプレゼント。(信条保育所の1日入学から)

昭和51年4月における 各学校の学年別児童・生徒数(予定)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
中之島小	38	33	37	34	29	37	208
中野小	19	20	24	23	20	30	136
上通小	24	16	24	20	13	26	123
中通小	11	17	10	11	17	17	83
中条小	22	30	24	14	14	17	121
信条小	32	27	35	28	26	37	185
計	146	143	154	130	119	164	856

	1年	2年	3年	計
中之島中	63	82	80	225
北中	107	76	100	283
計	170	158	180	508

- ◆人の話をよく聞く
- ◆食事は一定の時間内(目安二)
- ◆入學までに身につけたい習慣



その反面、テレビのみすぎか幼児性の弱視と、虫歯が多いが目立っているとのことです。先生から指導のあったかたは、入学前に治療して、健康な身心で通学できるようにしましょう。

- ◆自分のことは自分でする(子供のすること遅くても、大人が手をかさない)
- ◆出したものはかたづけ
- ◆最後までやりとげる
- ◆自分の名前が正しい筆順でかける

村民作品展 第2回 質・量ともに 一段と充実



出品作品二百七十八点。公民館の各会場が狭く感じるくらいでした。

「ウーン。すばらしい」…訪ずれる見物客から、おもわずもれる感嘆の声。

村民将棋大会

三月二十一日(日)午前九時三十分 中之島村公民館 会費五百円(中食代含む) 主催村将棋連盟

多数の参加をお待ちします。

受講生募集 (昭和五十一年度)

激変する現代の社会を避ける

青年学級

ことなく直視し、次期の世代になう青年が共に語り、考え、行動して、時代の要請に応えられる人間形成をめざすため、公民館ではつぎの要項で青年学級生を募集いたします。

期間 五十一年四月から五十二年三月まで(月二回程度)

時間 午後八時～十時まで

対象者 村内在住の青年男・女(で年令は問いません)

くわしいことは、公民館へおたずねください。

花道教室

期間 四月～十二月まで、毎月第一・三・四の火曜日

時間 午後六時～九時まで

講師 池之坊 飛鳥井禎子さん

対象者 どなたでも結構です(募集人員 四十名(定員になり次第切))

材料費 月千五百円

料理教室

期間 四月～十二月まで、毎月第二・三・四の金曜日

時間 午後六時～九時まで

講師 栄養士 加藤初江さん

募集人員 三十六名(定員になり次第切)

材料費 月千二百円

花道・料理教室の申し込みは、四月十日(土)までに公民館窓口へ。なお、合同開講式は四月二十三日頃の子です。

◆**拠出年金(保険料を納めている人)**

種類	支給要件	支給額
老 齢 年 金	保険料を25年以上納付して65才になったとき支給されます。 ただし次の生まれの人は、25年の保険料納付期間がなくてもそれぞれ次の期間があれば支給されます。	25年納付 年額 339,600円
		24 " " 331,110
		23 " " 322,620
		22 " " 314,130
		21 " " 305,640
		20 " " 297,150
		19 " " 288,660
		18 " " 280,170
		17 " " 271,680
		16 " " 263,190
		15 " " 254,700
		14 " " 246,210
		13 " " 237,720
		12 " " 229,230
		11 " " 220,740
10 " " 212,250		
	5年年金 年額 135,840	
通 算 老 齢 年 金	国民年金とその他の公的年金の加入期間を合せて25年以上ある人は、それぞれの制度からその加入期間分に応じて年金が支給されます。	(800円×保険料納付月数)×1.415=年金額 ※明44.4.1以前生まれの人は、800円を1,200円に
障 害 年 金	病気や、けがにより障害者となったときに、引き続き保険料を最低1年以上完納しているときに支給されます。(3・4ページ参照)	1級障害 年額 424,500円 2級障害 年額 339,600円
母 子 年 金	生計中心者の夫が死亡して母子世帯(子供18才未満)になったときに、妻が引き続き保険料を最低1年以上完納しているときに支給されます。	339,600円(月額28,300) ※子供2人目
準 母 子 年 金	生計中心者の祖父や父が死亡して準母子世帯(孫、弟妹18才未満)になったときに、祖母または姉が引き続き保険料を最低1年以上完納しているときに支給されます。	9,600円(月額800) 子供3人目から 4,800円(月額400)加算
遺 児 年 金	両親が死亡して孤児になったときに、その父または母が引き続き保険料を最低1年以上完納しているときに支給されます。	

◆**福祉年金**

種類	支給要件	支給額
老 齢 福 祉 年 金	明治44.4.1以前に生まれた人が70才に達したときに支給されます。	年額 144,000円(月額12,000)
障 害 福 祉 年 金	20才以前からの障害者または明治44.4.1以前に生まれた人が、70才までの間に障害者になったときに支給されます。	1級障害 年額 216,000円 2級障害 年額 144,000円
母 子、準 母 子 福 祉 年 金	明治44.4.1以前に生まれた人で、夫が死亡し、母子世帯(子供、義務教育修了前)になったときに支給されます。	187,200円(月額15,600) ※子供2人目 9,600円(月額800) 子供3人目から 4,800円(月額400)加算
老 齢 特 別 給 付 金	明治39.4.1以前に生まれた人で、70才になるまでの間支給されます。	108,000円(月額9,000)

国民年金制度を知ろう!!

昔ばなしに花をさかせるお年寄りたち(刈谷田荘で)

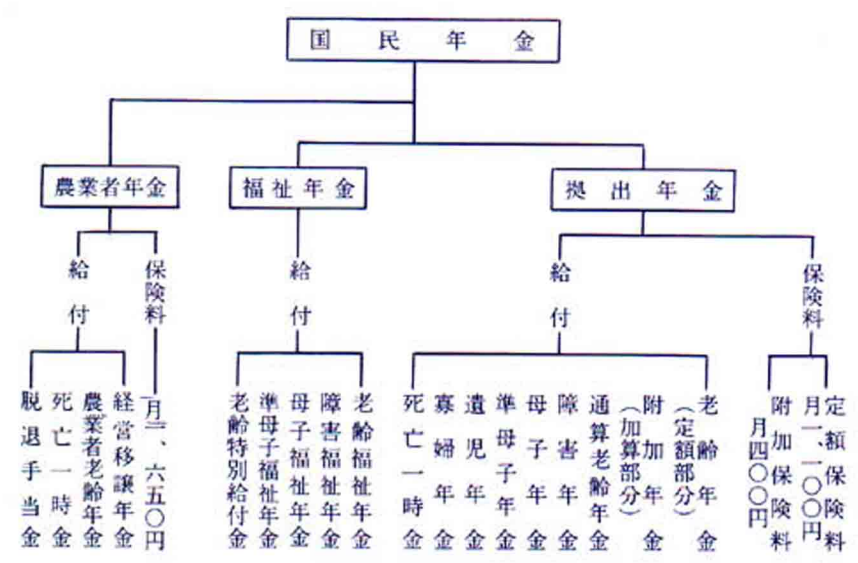


年金で安心のある暮らし

国民年金とは……

働けるうちに一定の保険料を納めておいて、年をとってから、また途中で万一大きなケガをし

国民年金制度のしくみ



たり、夫と死にわかれた場合などに、それまで納めた保険料に応じて年金を受け、生活のよりどころにしてもらうために制定されたものです。
また、この制度が発足した時(昭和三十六年四月一日現在)すでに高齢者だった人とか、身体障害者、母子世帯であった人

には、保険料を納めなくとも福祉年金が支給されます。
★加入しなければならぬ人★
厚生年金、各種共済組合などにあける公的年金に加入していない二十歳から六十歳未満の日本国民である人は、国民年金

に加入しなければなりません。
〔厚生年金・船員保険・恩給・国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校教職員共済組合・公共企業体職員共済組合・農林漁業団体職員共済組合・国会議員互助年金〕
★希望すれば加入できる人★

前掲の公的年金に加入している方の配偶者とか、いま厚生年金・恩給など公的年金をうけている人やその配偶者・その他二十歳以上の学生などは、希望によって加入することができます。
〔附加年金の加入〕
定額保険料のほかに、より多い保険料を納めて、より高い年金給付を受けたい人は誰れでも(免除者を除く)加入できます。
保険料は……
保険料は毎月一、一〇〇円です。昭和五十一年四月から毎月一、四〇〇円に変わります。
※ 附加保険料
定額の保険料のほかに、将来多額の年金を希望される方は、毎月四〇〇円の附加保険料を納めることができます。
また、農業者年金に加入している人は、必ず加入することになっています。

改定される国民年金(案)

拠出年金

今回の改正案(政府予算)は、年金額の引き上げや保険料の改定のほかに、障害・遺児年金の通算制度の創設、障害年金(障害福祉年金を含む)の廃止認定日を短縮する...など制度の改善事項を大幅に盛り込んだ内容となっております。

老齢年金の改正

(51・9から)
年金額を計算する場合の単価が現行の八〇〇円から一、三〇〇円(特例加算単価は三〇〇円から五〇〇円)に引き上げられますので、

老齢年金の額(保険料を二五年納付)は、上図のとおり現行より一四・八%の増額となります。これを夫婦で二五年加入(付加年金を含む)した場合の標準的な年金額でみると...
二五年)×二人分で月額七万五〇〇〇円...
このほか、上図のとおり、十年年金や五年年金も改正されます。

(二級)二級×一・二五)
三万五、三七五円
↓四万一、二五〇円
◇母子・準母子・遺児年金
二万八、三〇〇円
↓三万三、〇〇〇円

障害・遺児年金に通算制度を創設

国民年金では、現在、障害年金、遺児年金いずれの場合も、支給事由が生じたときにおいて、一年以上加入(保険料を納めていること)している人でないとこれらの年金が受けられません。それを、このたびの改正で、

障害年金の廃止認定日を一年六か月に短縮

(52年度実施)

障害年金を受ける条件として、保険料を納めた期間が「一年以上」あることとあわせて「廃止認定日」(上図参照)において二級(次ページ参照)程度以上の廃疾の状態にあることが必要です。

つまり、障害年金の場合は、たとえ、保険料納付の条件を満たしていたとしても、普通はその病状やけががあつてから三年以上以上経たないと受給資格が生じない...というのが現在の取り扱いです。
しかし最近では、重病の内臓疾患などがふえ、これら障害者の生活安定を図る必要から、障害年金の支給時期を早めるよう、このたびの改正で廃止認定日を現行の三年から一年半に短縮し

区分	おもな改善事項	
拠出年金	1. 年金額の引上げ (51. 9実施)	
	ア 老齢年金 計算の基礎となる基本年金額の保険料納付月1ヵ月につき800円を1,300円に、また、S 5. 4. 1以前生れの者に加算される優遇分、1ヵ月300円を500円にする。 (月額)	
	25年年金	28,300円→32,500円
	10年年金	17,688円→20,500円
	5年年金	13,000円→15,000円
	イ 障害年金(最低保障額)	
	1級	35,375円→41,250円
	2級	28,300円→33,000円
	ウ 母子、準母子、遺児の各年金	28,300円→33,000円
	エ その他 母子年金の加算額や死亡一時金の引上げ	
2. 保険料の引上げ (52. 4実施)		
定額保険料	1,400円→2,200円	

障害・母子(準母子)・遺児年金の改正

(51・9から)

障害年金などは、つぎのとおり最低保障額が、それぞれ現行額より一六・六%引き上げられます。
◇障害年金
(二級)
二万八、三〇〇円
↓三万三、〇〇〇円

一 廃疾認定日

はじめて医師の診療を受けたとき(初診日)から3年経過した日(その間に症状が固定し治療の効果が期待できなくなったときはその日)

2級程度の障害

障害の部位	障害または病状
目	メガネをかけても、ぼんやりとしかみえず日常生活に不便を感じる。(両眼の視力の和が0.08以下)
耳	耳もとで大声でどなれば、やっと聞える。(両耳の聴力損失が80デシベル)以上
平衡機能	眼を閉じたままで立ち上がることができないか、または、眼を開いても10m以上まっすぐに歩くことができない。
そしゃく機能	食物をかみくだくことができず、流動食以外食べられない。
音声	声を出すことがほとんどできないため、身ぶりや文字などでしか意志の伝達ができない。
肢 体	片手、片足、体幹の機能に著しい障害があるため、ほとんどその用をなさない。
内 臓	心臓、腎臓、肝臓等の障害や結核などで、長期にわたって安静を必要とするために、日常生活に著しい制限が加えられている。
精 神	精神障害のため、日常生活に家人の手助けを必要とする。

※障害の程度がこれ以上重ければ障害(障害福祉)年金が受けられる。

福祉年金では、年金額を二・五%引き上げるほか、支給制限にそれぞれ別図のとおり緩和の措置を講じ、和(扶養義務者等の場合)は、限度額をそのままで据置き)されます。

福祉年金の改善

- 年金額の引上げ (51.10実施)
 - 老齢福祉年金 12,000円 → 13,500円
 - 障害 # (1級) 18,000円 → 20,300円 (2級) 12,000円 → 13,500円
 - 母子・準母子年金 15,600円 → 17,600円
- 支給制限の緩和
 - ◎所得制限 (51. 5実施)
 - 本人
 - 老齢・障害・老齢特別給付金(夫婦で...)
(年取) 120万円 → 153万円
 - 母子・準母子(2人)
(年取) 267万円 → 296万円
 - 扶養義務者等(6人世帯)
(年取) 876万円 → そのまま据置き
 - ◎併給制限 (51.10実施)
普通扶助料等 24万円 → 28万円
- 母子(準母子)福祉年金の加算額の引上げ
加算の対象となる子等のうち1人を 800円 → 2,000円
- 母子(準母子)福祉年金の子等の年齢引上げ
義務教育終了前 → 16歳

福祉年金

ようとするものです。実施の時期は、五十二年度に予定されています。

その他の改正

(51・9から)

その他・母子年金(準母子)・遺児年金について、第二子の加算額を月額八〇〇円から二、〇〇〇円に引き上げるほか、死亡一時金がつぎのとおり引き上げられます。
3年未満 一万七、〇〇〇円
15年未満 二万二、〇〇〇円
15年〜20年未満 二万二、〇〇〇円

保険料が

一、四〇〇円...

昭和五十一年四月から国民年金の保険料が現在の一、一〇〇円から一、四〇〇円になります。ご家庭の経済が家族の収入によってまかなわれているように、国民年金でも年金を支給するための財源は、加入者の納める保険料と国庫負担、それにこれを積立てて生じる利子によってまかなわれています。したがって年金額が増額されたら、

れば当然費用がかかります。国民年金は、一昨年の昭和四十八年に、いわゆる五万四円年金を柱とした年金水準の大幅な引き上げを行いました。この水準の年金を支給するためには約二、七〇〇円程度の保険料が必要といわれていますが、加入者の負担が急に増えることのないよう、まず四十九年一月から一、一〇〇円に、そして五十年四月から一、四〇〇円と段階的に引き上げることとしたものです。

改善が行われていますが、国民年金制度の健全な運営を図る必要から、来年に予定されている制度の見直しでは、年金額の引き上げとあわせて保険料の適正な負担のしかたも考えられることになっていきます。

しかし、昭和三十六年四月(創設)から今年までの十五年間、納めた保険料が六九、七五〇円。これにより(十五年納付で)六十五歳から受けとる年金額は一年間で二五四、七〇〇円となり、これが生涯もらえるのです。そう考えると、保険料も決して高くはないと言えるでしょう。なお、国民年金についてくわしいことは、国民年金係へおたずねください。